

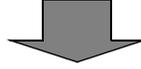
# 太田市立毛里田中学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月 改訂

## 1 いじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が身心の苦痛を感じているもの」である。

〔平成25年9月28日：文部科学省「いじめ防止対策推進法」〕



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

〔平成29年3月14日改訂：文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」〕

いじめの定義に基づき、本校では全ての職員が「いじめは、いつでも・どこでも・誰にでも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 学校の実態把握

学校の実態把握は、生徒・保護者・地域・学校組織から進める。

### <生徒>

- ・授業や部活動で、生徒の声に耳を傾けるとともに生徒の行動を注視する。
- ・学校生活に関するアンケートを毎月実施する。

### <保護者>

- ・懇談会、三者面談等で、保護者からの情報に耳を傾ける。
- ・PTA総会、本部役員会等で、情報を重視する。
- ・学校評価アンケートで実態を把握する。

### <地域>

- ・民生児童委員会や地区の行事等で、地域との連携を深める。
- ・学校評議員会での意見を参考にする。
- ・生徒指導ブロック別研修会等、小中の連携を図り、定期的に情報交換を行う。

### <学校組織>

- ・生徒指導・教育相談委員会で、定期的に情報交換を行う。

## 3 いじめ未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。学校行事では生徒一人一人の個性を認め、その達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

### (1) いじめを許さない、見過ごさないという意識を高める。

『自分のこととして捉え、考え、議論する』

- ①人権尊重の精神の涵養を図る人権教育や豊かな心を養う道徳教育を通して、命の大切さや思いやりの心、集団で協力することのすばらしさについて考えさせる
- ②学級活動や総合的な学習の時間で、ソーシャルスキルやグループエンカウンター、グループワークトレーニングなどの手法を使い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせたり、よりよい友達関係について考えさせたりする。
- ③生徒会を中心にした「いじめ防止の取組」を推進する。
  - ・一人一人の持ち味を理解し、お互いを尊重し支え合う。

・「太田市いじめ防止こども会議」より、他校との情報交換等を通して、生徒が自発的・自主的にいじめについて考え、改善に向けた活動が進められるようにする。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①「わかる授業」をめざした学習活動の充実を図る。
- ②人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング活動を取り入れる。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動を行う。特に1年生では、生命尊重の意識の向上を図る講話等を行う。
- ④道徳教育の充実を図る。

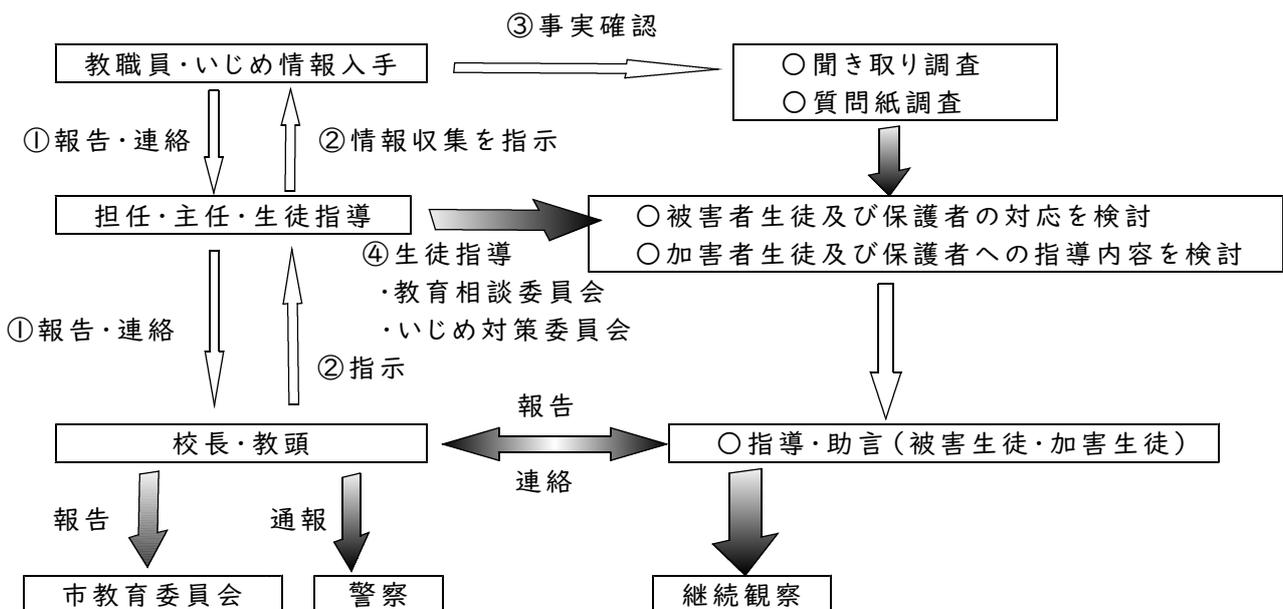
#### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②おかしいと感じた生徒がいる場合には学年や学校全体において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活アンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤学級状況調査を行い、クラスの間関係についての把握を図り、生徒理解を深める。
- ⑥SC, 教育相談員による定期的な生徒の観察(授業参観等)により、担任とは違った視点で問題の早期発見を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめは大人の目のゆき届かないところで発生する機会が多いことを再認識し、けんかやふざけ合ひであっても、生徒の被害の様子に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する。



- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学年はもとより、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先

に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③傍観者の立場にいる生徒にいじめているのと同様であることを考えさせる。
- ④いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。また外部機関や専門家との相談も必要に応じて行う。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての理解を得て、情報を共有するとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

## 5 いじめ問題に取り組むための内外の組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 生徒指導・教育相談委員会

定期的に、問題傾向を有する生徒や不登校、不登校傾向を有する生徒について、現状とその指導についての情報交換、及び共通理解を行う。

#### ② いじめ対策委員会

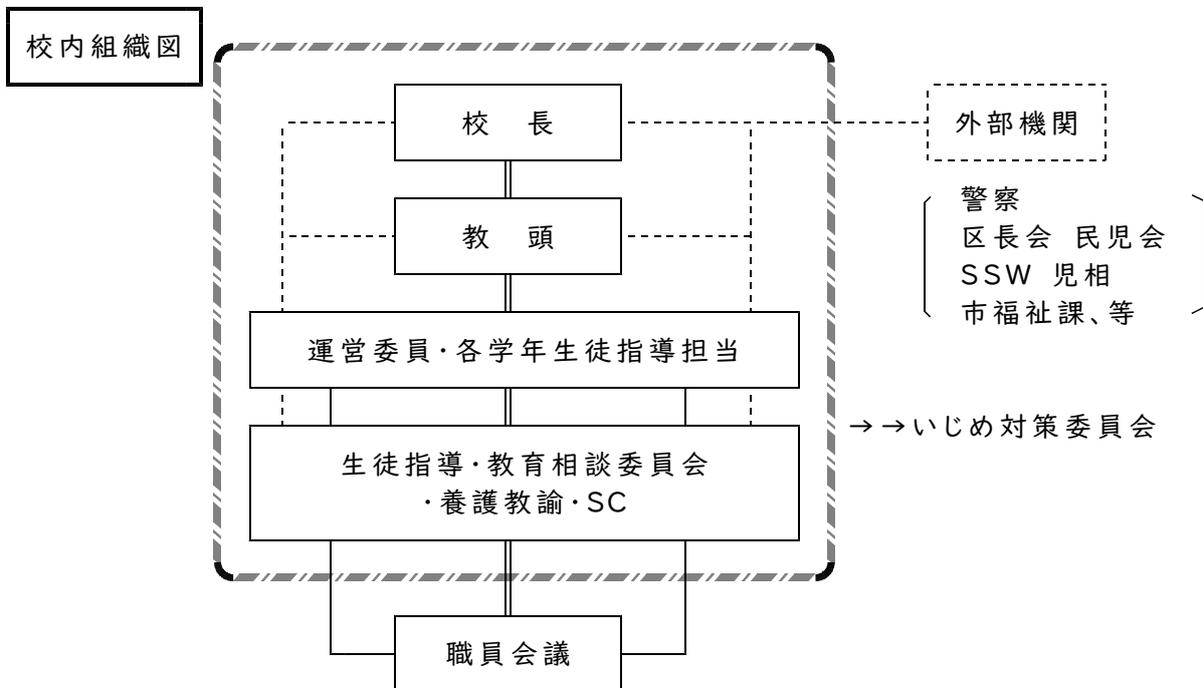
いじめの早期解決に向けた対応方針を協議するため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

#### ③ 長期的な対応の強化

- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ・引き続き、太田市教育委員会との連携を強化していく。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急「いじめ対策委員会」を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。



## 6 インターネット上のいじめへの取組

最近では、インターネット上のトラブルだけでなく、スマートフォン、タブレット端末のメール、SNS等による悪口からいじめに発展するなどの事案が起きている。したがって、インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モ

ラルの向上に努めなければならない。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込み画像の削除等、迅速な対応を図る。さらに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事例によっては警察等の専門機関と連携して対応する。

#### (1) いじめ防止の取組（未然防止）

学校での情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力して指導を行う。

##### ①情報モラルの推進

情報を正しく活用するために、判断力・自制力・責任能力・想像力など、メディアリテラシーを身に付けられるように各教科で指導を行う。

##### ②講習会等の活用

年1回、外部講師を活用した「情報モラル講習会」を実施する。

#### (2) 早期発見の取組

①生徒や保護者から相談しやすいよう協力体制を築き、家庭との連携に努める。

②地方法務局と連携し、ネット上の人権被害に関する相談事案の有無について確認できるように協力体制を築いておく。

#### (3) いじめに対する措置

##### ①事実の確認

被害生徒と保護者の了解のもと、書き込みの実態を把握する。その際、どのように発見したのか、書き込み者の心当たりはあるか、保護者に話してあるか、他の生徒は知っているか等の確認を行う。

##### ②対策の検討

事実を確認した後、対応策を検討する。場合によっては、「いじめ対策委員会」を開き、対応を検討する。

##### ③生徒への対応

被害生徒、加害生徒（書き込みがわかった場合）、当事者以外の一般の生徒への対応は、いじめの対応と同じとする。ただし、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

### 7 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の認識

重大事態とは、以下の場合をいう。

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（生徒が自殺を企画する、身体に重大な障害を負う、金品等に重大な被害を負う、精神性の疾患を発症する等）

②いじめにより相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（30日を目安）

③生徒や保護者から重大事態の申し出があったとき

#### (2) 組織としての対応（調査・報告等）

①重大事態が発生した場合は、校長が速やかにその旨を太田市教育委員会に報告する。

②太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（「いじめ対策委員会」）を設置し、常に連携を図る。

③いじめ対策委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④調査結果については、いじめを受けた生徒保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

⑤保護者・地域との連携を図る。

⑥太田市教育委員会の指導及び支援を得て、被害・加害生徒の保護及び対応を行う。